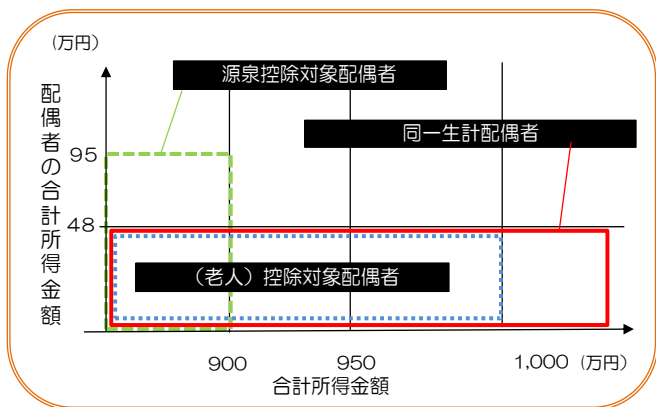


# 令和6年分の配偶者控除及び配偶者特別控除について

## 《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

		納税（義務）者の合計所得の金額				【参考】 配偶者の収入が給与所得 だけの場合の配偶者の給 与等の収入金額
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円	26万円	13万円	控除適用なし	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円		
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円		1,030,000円超 1,500,000円以下
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円		1,500,000円超 1,550,000円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		1,550,000円超 1,600,000円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		1,600,000円超 1,667,999円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		1,667,999円超 1,751,999円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		1,751,999円超 1,831,999円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		1,831,999円超 1,903,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		1,903,999円超 1,971,999円以下
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下	
133万円超	配偶者控除・配偶者特別控除適用なし				2,015,999円超	



同一生計配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒ 制限無</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒ 48万円以下</li> </ul>
控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒ 1,000万円以下</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒ 48万円以下</li> </ul>
源泉控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒ 900万円以下</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒ 95万円以下</li> </ul>
配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒ 1,000万円以下</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒ 48万円超133万円以下</li> </ul>

- (注) 1,上図の対象となる配偶者は、納税義務者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)に限ります。
- 2.(特別)障がい者に該当する場合には、(特別)障害者控除の対象となります。
- 3.控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。

藤沢市役所 財務部 市民税課 本庁舎4階  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 TEL0466-25-1111 (代表)